



凡例 (1)    : 周知の埋蔵文化財包蔵地 (周知の埋蔵文化財包蔵地の内、   は文化財保護法第93条に基づく届出が省略可能な範囲)

(2)    : 可能性地 (埋蔵文化財が発見される可能性の高い地区)

札幌市埋蔵文化財センター